

第三者評価結果（小規模住居型児童養育事業）

種別：	小規模住居型児童養育事業
①第三者評価機関名	
(合)静岡評価センター	
②施設名等	
名 称：	ファミリーホーム杉山
施設長氏名：	杉山 英子
定 員：	6名
所在地(都道府県)：	静岡県
③実施調査日	
開始日	2025/3/25
評価結果確定日	2025/10/17
④総評	
◇特に評価が高い点 ◆「ファミリーホーム」運営における熱意と信念 管理者はじめ養育者全員が「ファミリーホーム」の定義を理解している。また、「人の子どもを育てることほど、大きな助けはない」の信念のもと、措置児童である子どもたちの養育に真剣に取り組む、真摯な姿勢で子どもたちと向き合っている。家庭の在り方を言葉と行動で伝え、時には厳しく、とことん優しく、共に紆余曲折を経験しながら、常に子どもに寄添い最善の選択に努めている。 ◆子どもたちが育ち合う自立につながる養育の取組み 子どもたちが育ち合う毎日の生活から、お互いを尊重し、支え合い、助け合う場面がみられる。養育者等の個性を尊重した日常生活でのやりとりが、子どもの生活に反映されている。「子ども会議」で意見を出し合うことや、自分が過ごしやすい居場所をお互いに認め合う等、子ども同士が家族として関わり合い、理解し合う姿がみられる。また、最近の学校や家での出来事、部活動や進路の事など、養育者等と話をする時が安心すると答える子どもがいる。自由にたくさんの子どものもと遊べる楽しさも経験している。家族として生活している様子は、評価当日ホーム内の随所から垣間見られた。 ◆子ども一人ひとりの発達特性を尊重した家庭養育の実践 基本的信頼関係を重視した子ども一人ひとりのニーズに応じた養育実践から、自己肯定感が育まれ自立につなげている取組みを高く評価する。 特に子どもの育成歴、メンタル面等からの様々な個性に応じた日々の養育が充実している。この養育の実践は、子ども同士が育ち合う生活の場となり社会性を育み自立にも効果がみられている。子どもと一緒に衣類購入に出かけることや生活ルールの見直し、学習支援、食生活など、子どもの主体性を優先した生活を徹底している。さらに、本音、本心を確認するための第三者設置を検討していることも評価に値する。	
◇改善が期待される点 ◆発達障害を抱える幼児に対する支援について 問題行動への対応は子ども一人ひとりの特性に寄り添い、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携して粘り強く関わり成長につなげている。しかし、発達障害の重い幼児に対して、「幼児だから様子をみる」と医療診断されていることについては、早い段階で適切な日常生活支援につながる医療機関との連携を期待する。 ◆自立支援計画書の定期的見直しについて ファミリーホームの「省令第10条（自立支援計画書の遵守）」により、児童相談所長の作成する自立支援計画をサービス実施計画として養育支援に取り組んでいる。この自立支援計画書には、責任者を選任して養育者全員に周知して、子ども個々の生活課題等に対応している。しかし、この個別支援計画書の策定、見直し時期が徹底されていない。適切な養育支援を行うために、児童相談所の責務として対応の改善が期待される。	
⑤第三者評価結果に対する施設のコメント	
今回、始めて、第三者評価を受けました。 ファミリーホームの第三者評価は努力義務ですし、ファミリーホームは施設ではなく里親であるという定義から、普通の家庭に第三者による評価は必要なのだろうかという疑問が長い間ありました。 しかし、実際、評価に入る前に、第三者評価の意義や目的を説明していただき、家庭であっても、児童福祉、社会的養護に携わるものとして「子どもたちの最善の利益」を求めるのであれば、自らが第三者の評価や助言を受けることの必要性や大切さを知りました。 自分たちの子どもたちに対する考え方や日常を見直し、良いところは伸ばし、悪いところは改善する、常に、子どもたちへの対応を模索する姿勢は、家庭で多人数養育をするファミリーホームにも重要だと思いました。 総評にもありましたが、発達障害を抱える幼児に対する支援について「幼児だから様子を見る」という支援機関からの助言を受け、そのままにしていたが第三者評価後、果たしてその子どもにとって最善のことだろうかとホーム内で協議し、早速、児童相談所の嘱託医と面談し、10月から親子療育と発達相談のために受診する運びとなりました。 また、それまでは、養育者家族での話し合いが多かったですが、非常勤の補助者さんとも交えて会議を開くことも多くなりました。第三者評価を受けたことによる変化です。 ありがとうございました。	

第三者評価結果（小規模住居型児童養育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立されている。		第三者 評価結果
①	理念が明文化されている。	a
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 理念となる「事業の目的」、また、「運営の方針」は運営規程に記載している。また、養育の基本方針を具体的に明文化し、養育者等で共有し実践している。社会的養護の基本理念「すべての子どもを社会の一員として重んじ、すべての子どもを社会全体で育む」、この理念の下で社会全体で子どもを健やかに育てるために、ファミリーホームとしてすべき役割や使命をしっかりと果たしていこうとする意識がうかがえる。		

I-1 理念・基本方針

(2) 理念や基本方針が周知されている。		第三者 評価結果
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	a
②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	b
（特に評価が高い点、改善が求められる点） ファミリーホームは家庭養育の場であるため、理念や方針を掲示したり年齢に応じた資料は用意していない。日常生活のなかで、それぞれの子どもの様子、状況に合った説明や口調が必要なことを伝えている。時には厳しく伝えることもあるが、やさしさが自立の妨げにならないように、養育者等が方針を共有し、同じ姿勢で子どもと関わることを徹底している。今後の取組みとして、言語による理解ができるように活用できるような、子ども版の方針の作成について検討する考えである。		

I-2 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	中・長期計画が策定されている。	b
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	b
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 児童の自立や進学、退所後の措置児童数、委託費の概算、後継者の育成等について、事業の先行きを予測して見通しは立てているが、中・長期計画は策定していない。しかし、管理者としての考えや計画を口頭で伝えるだけでなく、実状と今後の見通しを養育者等で共有するために計画書が有効であることは理解している。まずは、整合性の取れた単年の事業計画と事業報告の作成を検討し、達成に複数年が見込まれる事項については中・長期的な計画とすることが望まれる。		

I-2 事業計画の策定

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	事業計画の策定が組織的に行われている。	b
②	事業計画が職員に周知されている。	b
③	事業計画が利用者等に周知されている。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 現状における「事業計画」および「事業報告」の主な内容は、年間の行事や予定一覧となっている。管理者、補助者らの参画のもとで策定し、ホーム内で周知共有している。実施状況の把握や内容の見直しも行っているが、実施状況について評価ができる内容としては不十分である。今後は、子どもを含めて養育する者全員で相談しながらホームにとって必要な事業計画となるように、内容を見直し策定していく考えである。		

I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ

(1) ホーム長（管理者）の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	ホーム長（管理者）自らの役割と責任を他の職員に対して表明している。	a
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 運営規程に管理者の職務内容について記載があり、運営に関する重要事項として役割と責任を明文化している。また、養育者等の役割は職務分掌表で明確にしている。ファミリーホームとして遵守すべき法令等を全体に周知し、家庭養護の中で対応や理解度を確認している。対外的には、県のファミリーホーム協議会や全国研究大会に積極的に参加し、法令を含め情報収集を行っている。更なる取組みとして、非常勤職員にも研修を実施し、法令に関する理解促進に努める考えである。		

I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ

(2) ホーム長（管理者）のリーダーシップが発揮されている。		第三者 評価結果
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） トップダウンとボトムアップが融合した体制であり、養育者等の情報交換や意思疎通は円滑である。管理者の積極的な姿勢、指導力、判断力は一方的なものではなく、子どもの意見や考えを尊重しながら養育者等で検討し納得の上で実践している。先を予測した管理者の判断や行動、また自己研鑽への意欲は、後継者の育成に結びついている。努力義務である第三者評価を自主的に受審したことは、「養育の質の向上に意欲的である」と評価できる。		

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	b
③ 外部監査が実施されている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 管理者が専門里親であり、ホームでは障害児が多く生活している。現在の事業運営上の課題として、「障害の特徴やレベルに応じた、子ども一人ひとりの最善の利益につながる養育」をあげている。今後は、医療や療育等の専門家や関係機関との連携を密にし、子ども一人ひとりのベストな環境を醸成していくことを目標としている。達成までの期間が3年以上必要であれば、構想で終わることなく中・長期的な計画等で可視化することが望まれる。	

Ⅱ-2 人材の確保・養成

(1) 人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	
(特に評価が高い点、改善が求められる点) ホームに必要な人材として、子どもたちに係る職員に求めること、また、期待する人材を明確にしている。期待する人材像に基づき、次世代を担うために社会福祉士を目指す補助者があり、他に里親登録を勧めている補助者もいる。普段から常に話し合う職場環境にあり、必要があれば個別に面談を行っている。当ホームは一般的な家庭で養育しているため、多角的な人事考課を実施することは関係性が崩れる可能性が示唆される。従って人事考課に関する項目は非該当とする。	

Ⅱ-2 人材の確保・養成

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者 評価結果
① 職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	b
② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 当ホームの代表(管理者)は個人事業者であり、補助者は要件を満たしていないため有給休暇取得の権利がない。補助者の勤務の実態や意向の内容など、振り返りや改善に繋げる際には、根拠となる記録が必要となる。今後に備えて、勤務状況を定期的に確認する仕組みについて検討されたい。管理者が補助者全員の相談窓口となり、プライベートも含め随時相談にのっている。独自の福利厚生については、今後、ホーム独自の体制を整備したいと考えている。	

Ⅱ-2 人材の確保・養成

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者 評価結果
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 当ホームの基本方針において「職員への定期的な研修実施」を明文化している。養育者等は「一般家庭で子どもを育てる過程」を大切に、家庭的な養育を徹底して実践している。研修の受講状況は、管理者の参加が大半であるが、研修内容は補助者に周知している。今後、同様の理解のもとで子どもたちの養育に携わることを目的として、非常勤補助者にも周知していく考えである。次のステップとして、研修内容の有効性や実践状況を確認し、事業計画に反映させるなどの取組みに期待する。	

Ⅱ-2 人材の確保・養成

(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	第三者 評価結果
① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 実習生にとって公的な資格取得に結びつかないこと、また、ファミリーホームの雇用に結びつく可能性が低いことが想定される。積極的な受入れは行っていないが、希望があれば受入れる意向である。福祉を学ぶ学生にとって、「普通家庭養育における社会的養護の実態」を観察することは意味のあることであるため、体験としての受入れにも応じていく考えである。	

Ⅱ-3 安全管理

(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) ファミリーホームのBCP(事業継続計画)については、利用者の安全と生活を守り、万が一の事態に備えて運営を継続するための計画であると認識している。当ホームでは、「非常災害対策計画書」がBCPの位置づけで、ライフラインの停止に備えた備蓄や避難計画の策定、子どもたちの安否確認の整備、医療関係との連携、感染防止対策の強化等が含まれている。今後、障害児の不安軽減につながる継続的な訓練に取り組む考えを示している。	

Ⅱ-4 地域との交流と連携

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
②	事業者が有する機能を地域に還元している。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 管理者はじめ補助者が、一般家庭の大人としてごく普通に近隣住民等と関わり、その姿や様子をみて子どもたちは成長している。地域の学校等に通い、子ども会や部活動に参加して保護者同士が交流している。毎年ホーム全員で地域の防災訓練に参加し、新たな体験として昨年度から要支援者有事避難訓練にも参加している。今後、ボランティア受入れの定義や基本方針、活動における留意事項などを含めたマニュアル作成を予定している。		

Ⅱ-4 地域との交流と連携

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者 評価結果
①	必要な社会資源を明確にしている。	b
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 子どもへの養育・支援体制は、児童相談所、学校関係、ファミリーホーム協議会、里親支援相談員、保健師等と連携して「チーム養育」を行っている。関係機関で情報共有を行い、関係者会議で子ども一人ひとりの最善の利益となるように話し合い協力している。関係機関や団体の一覧表の作成は、今後の検討課題としている。一覧表は、職員が迅速に、同じ対応ができる内容とすることが望まれる。		

Ⅱ-4 地域との交流と連携

(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		第三者 評価結果
①	地域の福祉ニーズを把握している。	b
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) ファミリーホームとして地域に参加することはないが、一般家庭と同様に地域の行事等に参加している。学校関係や近隣、地域の住民、民生委員等との交流により、福祉に関する実状や課題、ニーズ等の情報を得る機会がある。民生委員と地域住民の協力により、障害者の有事避難訓練で福祉避難所への避難が実現している。継続の可能性がある活動は、「事業計画」に反映させて取組み内容を具体化させることを検討されたい。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 子どもを尊重した養育、支援については、理念及び基本方針を運営規程に掲げて、養育者等に周知し実践している。子ども一人ひとりのニーズ、発達特性に応じた養育から、豊かな人間性と社会性を養い、生活の質(QOL)を高めることにつながっている。スタッフ会議・研修会で規程・マニュアルに基づいてプライバシー保護に関して周知し、子ども一人ひとりのプライバシーを尊重した養育を実践している。		

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(2) 利用者満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 運営規程の運営方針に児童の意思や人格を尊重した養育を掲げ、常に利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。子ども自身がやりたいことへの対応、子ども達が意見を申し出る「子ども会議」の実施により、日常生活の改善につなげている。取り組みの例として、「かえるの家のおはなし」を開催し、夏休みにやりたいことや全員で出かける計画について、みんなで考える機会を設けている。		

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果
①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 意見や苦情を出しやすいように、苦情解決の仕組みをマニュアル化して子どもの個性に応じて対応している。この対応により伝えることの大切さを経験して、自己肯定感が高められている。意見を出し合う場として「子ども会議」を行っている。伝えることに抵抗がある子どもには、Pecs(ペクス)コミュニケーションカードを利用する等、個別に対応している。更なる取組みとして、苦情受付箱や意見箱等の設置について検討されたい。		

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		第三者 評価結果
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	b
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 養育の質の向上を図る取り組みとして、運営規程にサービス内容を定期的に評価する体制について定めている。今回、初めての第三者評価受審による評価結果をホーム全体で共有し、分析・検討を行い、関係機関と連携することで子育て支援に対するサービスの質の向上が期待される。また、第三者評価を受審することで、運営における「透明性の確保」の可視化につなげることができる。		

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 提供するサービスの標準的な実施方法として、運営規程の事業目的に、「…養育者の住居に複数の児童とのかかわりを活かしつつ、受託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、受託児童の自立支援を目的とする。」と明記している。児童相談所、医療機関、学校等の関係機関と連携し、子どもの意見や気持ちを受け入れてサービスを実践し、内容の見直しも行っている。		

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) サービスの実施状況は、文書管理規程で責任者を定めて適切に管理、運用している。記録の記載内容や記入方法は、スタッフ会議及び日常の業務日誌の読み合わせ等での指導により周知して。文書の取り扱い、個人情報保護についての規程があり、養育者等に遵守を徹底している。今後に向けて、エクセル等の活用を推進し、効率的な記録等管理方法について検討している。		

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) ファミリーホームの定義、「ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。」を遵守して運営している。措置開始等の説明は児童相談所と連携して、子ども自身が理解して安心できるように対応している。公共施設に資料等を置く必要があるならば、家庭の位置づけであるファミリーホームではなく、措置機関である児童相談所が行うことが望ましいと考える。よってその着眼点は非該当とし、本項目はa評価とする。ファミリーホームは社会的養護関係施設で措置で受託している。また、養育の場であり福祉サービスを提供する場ではないため、項目で求めるサービスは措置上の支援としての評価である。		

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		第三者 評価結果
①	事業者の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 子どもの措置変更等による生活拠点の移行については、移行後の暮らし方を記載した冊子を作成している。子ども一人ひとりの年齢や個性に応じて、児童相談所等と連携して本人が納得できるように対応している。説明した経過を記録し、養育者等で周知している。家族への対応は児童相談所が行い、家族が安心できるように、子どもの日常生活の様子や写真などの記録を渡すこともある。		

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(1) 利用者のアセスメントが行われている。		第三者 評価結果
①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 定められた手順によるアセスメントをスタッフ会議で検討、周知し、必要があれば児童相談所のケースワーカーや心理司、医療機関、学校等の関係機関と連携している。具体例として、興奮して攻撃的になりやすい子どもに対して、冷静さを取り戻すプログラム(セカンドステップ)を実施して効果がみられている。前述の児童相談所等の関係機関とのアセスメントについては、定期的見直しの時期と手順について検討することが求められる。		

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		第三者 評価結果
①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) ファミリーホームの省令第10条(自立支援計画書の遵守)により、児童相談所長の作成する自立支援計画をサービス実施計画として養育支援に取り組んでいる。この自立支援計画書には、責任者を設置して、養育者等に周知して、子ども一人ひとりの生活課題等に対応している。個別支援計画書の見直し時期に個人差がみられるため、児童相談所の責務として定期的に見直しを行うなど対応の改善が求められる。		

第三者評価結果 (小規模住居型児童養育事業)

A-1 利用者の尊重

(1) 利用者の尊重		第三者 評価結果
①	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいる。	a
②	ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるよう支援している。	a
③	多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援している。	a
④	多くの人たちとのふれあいを通し、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生できるよう支援している。	a
⑤	子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。	a
⑥	被措置児童等虐待防止と早期発見に取り組んでいる。	a
⑦	子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 子どもの人格と主体性を尊重し、個々の発達状況に応じた家庭養育を実践している。養育方針として、子ども自身が「選択する」「自分で決める」「自分で決めたことに責任をもつ」を掲げ、周知している。権利の話や子ども小六法の読み合せ、勉強会を行うことで権利についての周知に努めている。養育者等は、被措置児童虐待防止等の研修会参加やスタッフ会議で子どもの権利擁護への理解を深めている。宗教活動や思想の自由についても子どもの権利が損なわれないよう配慮している。		

A-2 日常生活支援サービス

2- (1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもと養育者らの信頼関係を構築し、個々の子どもの発達段階や課題に考慮し援助している。	a
②	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 特定の養育者等との愛着形成を優先した養育、また、子どもに寄り添い続けることで、基本的かつ絶対的な信頼関係を構築している。その上で、子ども一人ひとりの発達段階や課題に対して関係機関と連携して取り組んでいる。傍らで寄り添い続けることにより、個々の発達状況や課題について養育者等と子どもが共に気づき合い成長につなげている。この個々の関わりの様子を見ている他の子どもたちも共感することとなり、成長と発達につながっている。		

2- (2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮している。	a
②	発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を行っている。	a
③	子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 食生活では、日常での関わりから子ども一人ひとりの発育状況、食事時間に応じることで楽しく食事ができるように配慮している。希望のメニュー、食材購入への同行、調理への参加、食器の片付け、さらには食品における栄養管理等について、家庭的な関わりから食生活の自立につなげている。この食生活での養育者等と子ども、さらには子ども同士の関わり合いが自己肯定感や基本信頼関係の構築に役立っている。		

2- (3) 衣生活		第三者 評価結果
①	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	a
②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 衣習慣の習得は、運営規程(養育の内容)に基本的生活習慣、自立に向けた指導及び援助を定めて養育・支援している。衣類の購入は子どもと養育者等と一緒に外出して、子ども自身が好きな衣類を選んでいく。「季節に合っているか、年相応か、価格は適当か」などを相談しながら購入するため、大切に着用しており、清潔に個別に管理している。子ども自身で洗濯やアイロンがけをするなど、年齢や発達状況に応じた衣習慣を習得するため、日常的に支援している。		

2- (4) 住生活		第三者 評価結果
①	住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮したものになっている。	a
②	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 生活環境は、落ち着いて生活ができるように子どもの意向に配慮している。清掃や整理整頓等の習得は、発達状態に応じた暮らしの積み重ねから成長がみられて、子ども自身が好きな使い方について、分かりやすく説明した掲示もみられた。子ども自身が自ら生活で実践できるように、スモールステップを取り入れている。居間、入室などに思い出の写真や工作作品が置かれており、子ども自身の思いを和やかで豊かに表現している様子がうかがえた。		

2－（５） 衛生管理、健康管理、安全管理		第三者 評価結果
①	医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。	a
②	発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう支援している。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 衛生、健康、安全等の管理は、運営規程に「心身の健康に配慮し、健やかな成長を促す」を定め、責任者を配置している。健康管理は、子どもが安心して過ごせるように心身の健康状況等を業務日誌に記載して周知徹底し、病院や学校等の関係機関とも連携している。衛生管理では、発達状況に配慮して掃除の仕方やタンス整理など、子どもと一緒に自立に向けて支援している。最重度障害児に対して、危険物を近くに置かない、道路の歩行では手をつなぐ等、安全管理を徹底している。		

2－（６） 問題行動に対する対応		第三者 評価結果
①	ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。	a
②	子どもの問題行動に適切に対応している。	b
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 児童相談所や医療機関と連携して、子ども一人ひとりの発達特性等を確認し暴力防止等に努めている。また、暴力を振るわないことを、重要な約束として徹底して確認している。被虐待体験等によるフラッシュバックから大暴れする際には個室でクールダウンをするが、クールダウンの為に自ら個室に入る子どももいる。暴力防止に向けてセカンドステップを取り入れ、常に学習している。発達障害の重い幼児に対しては、適切な支援につながるように早い時期から医療機関との連携が求められる。		

2－（７） 自主性、自律性を尊重した日常生活		第三者 評価結果
①	子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。	a
②	買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施している。	a
③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a
④	ホームが地域に開かれ子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 日常での関わりでは、子どもの自主性、自律性を尊重して取り組んでいる。また、日常生活から自己肯定感を育み、基本的信頼関係の構築につなげている。子どもが主体的に考えや感情、価値観を伝え合う場として、「子ども会議」や「かえるの家のおはなし」等を設けている。門限やテレビのチャンネル決定などは子どもの意見を受け入れ、小遣いは小遣い帳を確認し合うことで金銭管理を行っている。「本当に本音を言えているのか」を確認するため、第三者の設置を検討している。		

2－（８） 学習支援、進路指導等		第三者 評価結果
①	学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a
②	学校との連携により子どもの状況に応じた支援を行っている。	a
③	学校を卒業する子どもの進路について、幅広い選択肢のもと、「最善の利益」に合った進路の自己決定ができるよう支援している。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 学習支援や進路指導は、児童相談所と連携して、子どもの状況や気持ちを学校や塾と情報共有している。自己決定の難しい子どもの場合は管理者が寄り添って可能な限り本音を引き出し、学校や塾の助言を参考に本人が進路等を決定するように支援している。資料やインターネットで進学先や就職先の選択肢を見つけて一緒に見学するなど、イメージが湧くように相談や指導を行っている。この日頃の養育者等との関わりが、下級生にも伝わり学習意欲の向上につながっている。		

2－（９） メンタルヘルス		第三者 評価結果
①	虐待を受けた子どもなど心理的なケアを必要とする場合は、心理的な支援ができるよう関係機関と連携している。	a
②	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性について正しい知識を得る機会を設けている。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 被虐待経験等により心理的ケアを必要とする子どもには、児童精神科等の医療機関、児童心理司との連携により安心、安全な生活に向けて支援している。子どもの問題行動の原因や対応、性教育や子どもの発達についての研修会への参加、子どもたちみんなで考える機会を設けるなどにより安心で安全な養育環境に努めている。このメンタルヘルスに対する養育実践が、養育者等のOJT(実務を通じた学習)となり支援力の向上につながっている。		

2－（10） 家族とのつながり		第三者 評価結果
①	児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができている。	a
②	関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などの機会を保障している。	a
（特に評価が高い点、改善が求められる点） 家族との関係づくりは、子ども自身の気持ちに配慮して、児童相談所が対応している。家族が安心するために、子どもの写真やメッセージを送ることで協力している。交流を望まない場合でも、家族の気持ちを尊重して対応することもある。家族との交流について、子ども自身の本音を話せる第三者の必要性を検討している。家族との交流により、以前の虐待経験からフラッシュバックがみられ医療機関と連携し療養につながることもあるため、児童相談所の慎重な判断が求められる。		